

資料18

死刑判決と死刑執行 2009年 (Index ACT 50/001/2010)

アムネスティ・インターナショナル出版 2010年3月

《6頁 本文6～13行の訳》
判明した2009年の死刑執行

バングラディシュ (3)、ボツワナ (1)、中国 (+)、エジプト (少なくとも5人)、イラン (少なくとも388人)、イラク (少なくとも120人)、日本 (7人)、リビア (少なくとも4人)、マレーシア (+)、北朝鮮 (+)、サウジアラビア (少なくとも69人)、シンガポール (1人)、スーダン (少なくとも9人)、シリア (少なくとも8人)、タイ (2)、米国 (52)、ベトナム (少なくとも9人)、イエメン (少なくとも30人)

2009年に用いられた死刑執行の方法は、絞首刑 (バングラディシュ、ボツワナ、エジプト、イラン、イラク、日本、北朝鮮、マレーシア、シンガポール、スーダン、シリア)、銃殺刑 (中国、リビア、シリア、ベトナム、イエメン)、斬首刑 (サウジアラビア)、石打ち刑 (イラン)、電気殺刑 (米国)、及び致死薬物注射 (中国、タイ、米国) を含んでいた。